

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山口支部

令和 7 年度 高等学校等給付奨学生 募集

この案内文書
は当支部 HP より
ダウンロードして
印刷できます

10 万円給付の申請について

この給付奨学金は県内の高校 3 学年に相当する学年に在籍(令和 7 年度卒業予定者)し、学校長から推薦された生徒に **10 万円(1 回限り)を給付(返還の必要はございません)**するものです。

給付された奨学金は、在学中の勉学に係る費用や卒業後の進学または就職に係る費用いずれに使用しても構いません。(令和 7 年 7 月下旬または令和 8 年 1 月中旬に給付予定です)

なお、当会委嘱の選考委員会により採否の決定をし、学校長を通じて結果を通知します。

ご 注 意

当支部は、この給付奨学金の申請についてすべて学校を通じて行っています。

申請を希望される場合は、在籍される学校へ申請方法等をおたずねください。

申請に必要な提出書類の様式は、学校へのみ配付しています。

(当支部 HP からの閲覧・印刷はできません)

また、学校内でのこの奨学金の募集方法や申請締切日は、各学校によって異なります。

募集内容

- (1) 該当学年に在籍し、向学心に富み、学習意欲がありながら**家庭の事情等により学費等の支弁が特に困難である者**(下記『申請資格について』を参照)で、**当該学校長の推薦を受けた者**。
なお、各種奨学金、就学奨励費等との重複も可。
卒業後の予定進路は進学・就職等を問いません。
- (2) 分校または分校舎がある学校は、本校とは別にそれぞれ 1 名推薦可。
定時制・通信制の課程については、各課程からも 1 名推薦可。
★在籍人数(高校 3 年)が 200 名以上の課程は、推薦可能人数を 2 名とします。
(ただし、通信制課程を除く)

◎ 申請資格について

世帯収入が少なく生活が困窮していることにより、学資金の支弁が困難である世帯の方を対象としています。

所得金額の明確な基準は設けておりませんが、原則『課税標準額』が「0 円:非課税世帯」もしくはそれに近い世帯を想定しています。

『課税標準額』は、生活困窮度を客観的に見るための指標として当支部の選考委員会資料のひとつとしています。

ただし、特別な事情(親権者・保護者の急激な収入減や被災、その他経済的困窮事由がある等)がある場合は、これに限りません。

これらの事情があれば、申請書や推薦書に記載する事ができますので、学校にその旨をご相談ください。

※ 申請する際の詳細は次ページまたは裏面に記載しています。

【提出書類について】以下の①～③を学校へ提出してください。(提出期限は学校より通知されます)

<p>① 給付奨学生申請書 (様式 1)</p>	<p>生徒・親権者(保護者)それぞれが自書してください。 ※親権者の欄については、生徒が施設等に入所している場合は、その施設長等でも構いません。</p>
<p>② 所得を確認できる書類</p> <p>(令和 6 年 1 月～12 月 までの所得)</p>	<p>◎親権者(保護者)が父母または親族である場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>令和 7 年度(令和 6 年分) 所得課税証明書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>市県民税課税額(課税標準額)が記載されているもの</p> </div> </div> <p>※令和 7 年 6 月に市町にて発行されます。(コピー可)</p> <p>同一生計内における父母それぞれのもの、または親族(保護者の場合)のものを提出してください。 保護者ではない祖父母や兄弟姉妹のものは除く。</p> <p>◎親権者(保護者)が親族ではない場合</p> <p>所得に係る書類の添付は必要ありませんが、「給付奨学生申請書」の備考欄へ生徒との関係を記入してください。 (例:生徒が入所している施設の施設長等)</p> <p>◎生徒本人が成人し、就労(独立生計)している場合</p> <p>生徒が満 18 歳以上で、独立生計にて就労しながら定時制や通信制に在籍している場合は、生徒本人のみの所得課税証明書を提出してください。</p>
<p>③ 給付奨学金銀行振込依頼書(様式 9)</p>	<p>奨学生(生徒本人)名義の口座とします。</p>

注※申請者が満 18 歳の場合、「親権者(保護者)」を「父母または生計維持者」と読み替えます。

◎奨学生が次のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものとする。

- (1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請、その他の不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき
- (3) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

給付決定後、成果報告書(給付奨学金の使途・卒業後の進路・学校生活や将来の展望等記入)を提出していただきます。(様式は給付決定後に学校へ送ります)

令和 7 年度募集の『令和 8 年度大学給付奨学生(予約型)』への申請も可能です。
ご不明な点等については、学校へお尋ねください。

公益 明日を担う子どもたちのために

=教育振興事業=

奨学事業

有為の学生・生徒に対する奨学資金の貸与及び給付を行っています。

- ◆ 貸与
国公立大学院、大学、短大等の学生に最高 100 万円を無利息で貸与。
- ◆ 給付
学資支弁の困難な高等学校等の生徒を対象に給付。2023 年度から大学生対象の給付奨学金事業が始まりました。



教育研究助成事業

教職員、学校及び教育団体等が行う教育に関する特に有益な研究(活動)を助成しています。

- ◆ 教育研究助成
教職員・学校・団体の教育実践研究(活動)に対する助成。
- ◆ 教育実践研究論文募集
教育実践研究論文を募集・表彰し広く学校に紹介。
- ◆ 教育研修助成
教職員の自己啓発の促進及び資質・能力の向上等を支援。
- ◆ 教育出版
教育に関する刊行物等を発行し広く学校に紹介。

教育文化事業

地域の教育文化を創造する多様な研究・実践活動に対して助成・支援を行っています。

- ◆ 教育文化助成
地域の教育文化発展に寄与する研究(活動)を助成。
- ◆ 文化、芸術、スポーツの振興
各種イベントの企画・協賛等を支援。

〒745-0041 周南市戎町 2-3
公益財団法人
日本教育公務員弘済会
山口支部